

機関番号：13501

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20520573

研究課題名（和文） 中国法典・文物伝来からみた律令制形成過程の再検討

研究課題名（英文） A Reconsideration of the Formative Period of the *Ritsuryō* System :
From a Viewpoint of the Acceptance of the Chinese Codes and Products

研究代表者

大隅 清陽 (OSUMI KIYOHARU)

山梨大学・教育人間科学部・准教授

研究者番号：80252378

研究成果の概要（和文）：7世紀の日本古代における律令制の形成過程について、遣隋使や遣唐使がもたらした中国の法典や、様々な文物との関係に注目することにより検討した。8世紀の初めに成立した大宝律令が、中国国制の単なる継承ではなく、7世紀以前の古い氏族制的な国制の総括であることを明らかにした。また、その研究成果の一部を、単著書『律令官制と礼秩序の研究』としてまとめ、吉川弘文館から刊行した。

研究成果の概要（英文）：In this study, I reconsidered the formative period of the *Ritsuryō* system of ancient Japan, in the seventh century, from a viewpoint of the acceptance of the Chinese codes and products of civilization. The fact was clarified, that the Taihō Statutes, which was established at beginning of the eighth century, was a generalization of the state system of indigenous laws predating the *Ritsuryō* system. The results of this study were published as a learned book, entitled “A Study of the *Ritsuryō* Bureaucracy and the Ritual Order”.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：古代東アジア，律令，礼，日中交渉

1. 研究開始当初の背景

古代日本における律令制の研究は、1980年代に本格化した日唐令比較の進展によって今日の研究の基礎が築かれ、特に1990年代以降には、日本令の母法である唐令の歴史的本質をより厳密に考察することによって、日本令のもつ固有法的な性格や、令制以前の段階の遺制を抽出する研究が盛んとなった。また、701年施行の大宝令の「古

さ」を把握することによって、8世紀を、律令制の衰退期ではなく、新たな発展段階とする吉田孝の見通し（『律令国家と古代の社会』岩波書店、1983年）も、より具体的に論証されるようになった。

研究代表者は、東京大学の天津透らとともに、こうした1990年代以降の研究動向に関与し、主として儀制令の日唐比較によって、日本の儀制令に規定された官人社会の礼的

秩序が、令制前からの氏族制的な身分秩序と、中国礼制との部分的な融合によって成立した日本独自のものであることを示し、また、貞観儀式をはじめとする儀式書や延喜式などの法制史料の分析によって、9世紀の平安前期を、大宝・養老令制には規定されなかった中国礼制の継受が進んだ日本律令制の新たな段階と位置づけてきた。

このように、8～9世紀における律令制の理解は、この10数年で大きく進展したが、その一方で、日本的な特質が明らかにされた大宝令そのものの成立過程には、未だに検討すべき課題も多い。本研究は、7世紀における法典や文物（特に礼の施行に必要となる器物類）の日本への伝来状況の検討という課題を設定することで、大宝律令の施行にいたる日本律令制の形成過程について、新たな知見を得ようとするものである。

2. 研究の目的

日本令の母法である唐令の日本への舶載状況については、既に、令集解に引用された唐の令や格の性格を検討した坂上康俊による一連の業績がある。しかし坂上の研究は、8世紀前半の養老令の編纂に際して参照された唐の令を主たる対象とするもので、大宝令の編纂に際して利用された唐の法典については、必ずしも十全とはいえない。また坂上は、9世紀末成立の『日本国見在書目録』を考察の傍証として用いているが、本研究では、むしろこの目録の記載を出発点として、7世紀における中国法典の継受と日本令の成立過程の再検討を試みる。

また本研究では、狭義の法典のみでなく、唐や新羅等から舶載された様々な文物にも注目し、それらと律令法との関係を考察したい。儀制令に関連する礼制受容の問題に関連して言えば、儀礼を執行する際必要となる様々な器物（威儀物）がそれであり、文献と絵画史料や考古学的遺物との統合的な理解が必要となろう。一例を挙げれば、高松塚古墳壁画に描かれた人物像や器物と律令制との関係の検討は、1972年の壁画発見以来、意外なほど進んでいない。研究代表者は、当該壁画は、大宝令以前の古い段階の礼制世界を端的に表現したものであるとの仮説を立てているが、当該壁画が大宝令制に対応するのか、それとも飛鳥浄御原令制に対応するのかという疑問ひとつをとってみても、古墳の被葬者の特定といったよく知られた課題とは別に、日本律令制の形成過程の理解に大きく関わる問題である。また、7・8世紀の交における礼制関係の器物の性格を理解するため、新たな礼制継受が始まった段階である8世紀後半の資料としての正倉院宝物との比較検討も試み、7世紀における律令制の形成過程について、新たな見通しを得るとともに、

大宝・養老令制の歴史的段階を確定することを最終的な目的とする。

3. 研究の方法

(1) 初年度である平成20年度には、法典と文物の継受の検討という本研究の二つの柱のうち、特に7世紀における中国法典の継受と日本律令制の形成について重点的に検討する。

研究の出発点となるのは、9世紀末成立の『日本国見在書目録』刑法家の記載に見える7世紀の隋唐法典であり、まず、本目録の記載と『隋書経籍志』『旧唐書経籍志』『新唐書芸文志』等の記載を比較対照しつつ、各法典の書誌的なデータを収集・整理する。次に、これらの法典の倭国への舶載時期の検討を行うが、そのためには、遣隋使・遣唐使を中心とする中国との交渉のみでなく、高句麗・百濟・新羅などの朝鮮諸国との交渉の過程を再検討することが必要である。『日本国見在書目録』に見える唐代の法典は、大きく分けて7世紀中頃の永徽律令格式と、7世紀末の垂拱律令格式のグループに分けられる。坂上康俊は後者の伝来を8世紀以降とし、新羅経由での舶載は想定していないが、本研究の進展によって、例えば垂拱刑部格が大宝儀制令23内外官人条の藍本である可能性が高まれば、7世紀中に新羅経由で唐法典が継受されたという新たな状況を想定しなければならなくなる。こうした問題の検討のためには、7世紀の対外関係史研究の成果や、唐代書禁の実態についての論争から学ぶ必要があり、本年度は、関係する研究文献の収集と、研究上の主要な論点の把握に努める。

大宝令制の成立と、その前提となった飛鳥浄御原令制の実態を推定する基本史料が『日本書記』である状況は、現在の研究においても変わりはない。しかし、『日本書記』に記載された天智朝から持統朝、文武朝初年にかけての単行法令的な記載が、令文としてはどのような形をとり、また、篇目としての体系のなかでどのように位置づけられ得るかにについては、未解明の問題も残されていると考えられるため、『日本書記』所載の既知の史料についても再検討を試みる。

高松塚古墳壁画の分析を中心とする威儀物受容の検討は、主として次年度以降となるが、基本的な研究文献と資料の収集は、今年度から開始する。

出張を伴う研究活動としては、国内2回（近畿地方・東京の各1回）を予定し、主として威儀物受容の研究にかかわる美術および考古資料等の実見および資料収集と、関係する研究者との情報交換を行う。

(2) 特に7世紀における中国法典の継受と日本律令制の形成の検討を中心とした前年度に対し、平成21年度には、『日本国見在

書目録』の記載、遣隋使・遣唐使や朝鮮諸国との使節往来と法典舶載の関係についての考察をさらに深化させ、『日本書紀』に見える律令制形成過程の再検討を図る。また新たな検討の柱として、高松塚古墳壁画の法制史的な解釈等を目指す。ただし、当該壁画に限られない幅広い検討課題を設定する。作業としては、最初に『延喜式』『貞観儀式』等、9世紀以後の文献に見える威儀物関係の史料を集成し、器物名を中心に注解的な作業を行うとともに、これらの器物名の史料中における分布の状況や、その具体的な用途や、儀式における機能・象徴的意味を検討する。また、これらの器物の淵源を、中国・朝鮮半島の文献に探り、主として7・8世紀におけるその継受の過程を、法典継受の問題との関連も意識しつつ分析する。なお、本研究は7世紀を主たる対象とするが、7世紀における器物受容の特色を考えるため、6世紀以前の古墳時代における考古資料や、8世紀の正倉院宝物との比較も必要となる。

高松塚古墳壁画の法制史的な検討については、従来、その服色や蓋の色の検討から、それが大宝令制によるものとする説と、飛鳥浄御原令制によるものとする説とが対立し、未だに決着を見ていない。当該壁画が何をどのように描き、それがどのような意味を持つのかを確定するのは極めて困難ではあるが、以上のように、6世紀以前や8世紀以後の資料との総合的検討によって、飛鳥浄御原令ないし大宝令制の一環として壁画の内容を理解することを試みる。

また前年度に続き、国内での美術および考古資料等の実見および資料収集と、関係する研究者との情報交換を継続するほか、関係機関の協力が得られた場合には、韓国または中国において、儀礼関係の史跡・文化財・考古資料等に関する現地調査や資料収集を行う。

(3) 最終年度である平成22年度には、『日本国見在書目録』の記載、遣隋使・遣唐使や朝鮮諸国との使節往来と法典舶載の関係についての考察をさらに深化させ、『日本書紀』に見える律令制形成過程の再検討を図ることとする。考察にあたっては、先行研究において検討が集中していた律令のみならず、その補充法である格式の継受も論点に加えることによって、7～8世紀における法典継受の検討を、より一層深化させる。また、天聖令を用いた日唐律令制の個別的な比較研究も随時進める。

また、本研究の基礎でもある既往の研究に、新知見による改訂を施し、新稿も加えて、単著書『律令官制と礼秩序の研究』として刊行する。この著書は、本研究の課題と問題意識を共有するもので、制作にあたっては、本研究による成果もできうる限り採り入れることとする。

以上のように、成果公表の手段として、当初予定していた論文や学会等での口頭発表に加え、研究成果の全体像を著書としてまとめることとなったため、最終年度における作業時間の相当部分を著書制作に割くこととし、当初計画を全面的に見直した。出張を伴う研究活動としては、著書のための資料の追加・確認調査を中心とし、可能であれば、中国等の海外において、本研究課題に関する史跡調査、研究資料の収集等を行い、新たな個別論文の執筆等に活かすこととする。

4. 研究成果

(1) 初年度である平成20年度には、7世紀における中国法典の継受と日本律令制の形成について検討することを計画し、共著書1点、学会報告1点の成果を得た。

共著書『日唐律令比較研究の新段階』所収の論文「大宝律令の歴史的位相」と、九州史学研究会大会における報告「これからの律令制研究」の内容は、相互に密接に関連しており、前者では、日本律令の母法である中国律令の史的变化を秦漢から隋唐までとどり、また新羅など朝鮮諸国の律令制と比較することを通じて、大化改新、近江令、飛鳥浄御原令をへて大宝律令へといたる過程を一国史的・直線的な発展とみなす戦前以来の見方に疑問を呈した。また、唐令の逐条的・体系的な継受は大宝令に始まり、浄御原令以前の日本律令制は、体系的な律令法をもたない新羅など朝鮮諸国のそれに近く、大宝令とはかなり異質なものであったとの新説を提唱した。

後者の口頭報告「これからの律令制研究」では、律令法や律令制の概念を厳密に検討することの必要性を述べ、坂本太郎の大化改新研究の孕む問題性について指摘したうえで、独自の「プレ律令制」概念を提唱し、それらを、北宋天聖令の発見によって得られた新知見と結びつけることによって、大宝・養老令研究の新たな方向性について論じた。

(2) 平成21年度には、7世紀における中国法典の継受と日本律令制の形成に関する論文1点と、儀礼に関わる器物受容に関する論文1点、学会報告1点の成果を得た。

『九州史学』所収の論文「これからの律令制研究」は、平成20年度の口頭報告を増補のうえ論文化したもので、唐律令の体系的継受は、8世紀初頭の大宝律令に始まり、7世紀以前の段階では、中国南北朝の影響を受けた朝鮮諸国からの国制継受の方がより重要かつ本質的であり、この点を踏まえ、律令制の形成史を時間的・空間的に再検討することで、従来の律令制研究が持つ「一国史」的な限界を乗り越えることを主張している。

論文「儀礼空間としての国庁・郡庁」では、養老儀制令17条に規定される地方官衙での儀礼用の器物「五行器」の性格について、北

宋天聖令による新知見も加えて検討し、7～8世紀の交における地方儀礼整備と律令制の関係を考察した。さらに家具道具室内史学会第1回大会シンポジウム「玉座」において、「律令制における座具使用の展開と玉座」と題する口頭発表を行い、正倉院御物の赤漆榎木胡床や、高松塚古墳壁画の男子群像中に見られる胡牀の検討を含めた東アジア古代における座具使用の史的展開と、律令制の施行、朝廷儀礼の整備との関連について考察した。

海外出張としては、12月に中国洛陽市周辺において、北魏から隋唐期の律令制関係遺跡の現地踏査や、後漢から北宋にかけての古墳壁画の実物調査・資料収集などを行った。

(3) 最終年度にあたる平成22年度には、英語論文1点、学会動向1点、北宋天聖令に関する口頭報告1点のほか、本課題全体の総括として、単著書1点を公刊した。

『ACTA ASIATICA』No.99所収の英語論文「The Acceptance of *Ritsuryō* Codes and the Chinese System of Rites in Japan」では、7世紀までの律令制形成期の日本では、中国的な礼と法の二元構造が継受されず、その継受は8～9世紀に礼典や器物の受容と並行して本格化することを論じた。

また、北宋天聖令に関する研究会での報告「唐開元二十五年廐牧令の条文数および条文配列をめぐって—北宋天聖令による唐令復原のための予備的考察—」では、当該史料を用いて唐廐牧令の復原のための基礎作業を行い、7世紀日本における唐令継受のあり方についても考察した。

海外出張としては、9月に中国南京・揚州市周辺において、南北朝から宋代にかけての皇帝陵、都城、遣隋使・遣唐使関係の史跡の実地調査・資料収集を行った。

単著書『律令官制と礼秩序の研究』は、代表者の既往の研究に、本課題の研究成果を含む新稿を付し、全体を補訂・改稿のうえ公刊したものである。特に第2部第2章では、唐礼部式や刑部格の継受と大宝・養老令制との関係、第3章では、外来の器物である座具の継受と唐礼受容との関係、第4章では、儀戈と蓋という器物の継受について、唐代陵墓の壁画と高松塚古墳壁画の比較により検討を加えた。全体として、大宝・養老令制は、7世紀までの氏族制的な国制の総括であり、それが8～9世紀における礼制継受により変質・解体するとの見通しを示すことができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

① Ôsumi Kiyoharu、The Acceptance of *Ritsuryō* Codes and the Chinese System of

Rites in Japan, ACTA ASIATICA, No.99, 2010年、査読有、pp. 59-79

② 大隅清陽、2009年の歴史学界〔回顧と展望〕日本古代 三、『史学雑誌』119編5号、2010年、査読無、pp. 41-46

③ 大隅清陽、儀礼空間としての国庁・郡庁—儀制令18元日国司条の周辺—、『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』13、2009年、査読無、pp. 89-93

④ 大隅清陽、これからの律令制研究—その課題と展望—、『九州史学』154号、2009年、査読有、pp. 44-55

〔学会発表〕(計3件)

① 大隅清陽、唐開元二十五年廐牧令の条文数および条文配列をめぐって—北宋天聖令による唐令復原のための予備的考察—、平成21年度～平成23年度(2009～11)科学研究費補助金(基盤研究(B))「日唐宋律令法の比較研究と『新唐令拾遺』の編纂」研究会、2010年12月18日、芦の湯温泉・きくのや吉昇亭(神奈川県)

② 大隅清陽、律令制における座具使用の展開と玉座、家具道具室内史学会第1回大会シンポジウム「玉座」—日本はなぜイス座化しなかったのか—、2009年5月23日、東京大学山上会館大会議室(東京都)

③ 大隅清陽、これからの律令制研究—その課題と展望—、2008年度九州史学研究会大会公開講演、2008年10月18日、九州大学国際ホール(福岡県)

〔図書〕(計2件)

① 大隅清陽、吉川弘文館、『律令官制と礼秩序の研究』、2011年、424p

② 大津透編、大隅清陽ほか、山川出版社、『日唐律令比較研究の新段階』、2008年、pp. 219-239

〔その他〕

ホームページ等

http://erdb.yamanashi.ac.jp/rdb/A_DispInfo.Scholar/1_3/13DEED962585527F.html

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大隅 清陽 (OSUMI KIYOHARU)
山梨大学・教育人間科学部・准教授
研究者番号：80252378

(2) 研究分担者

該当なし

(3) 連携研究者

該当なし